

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

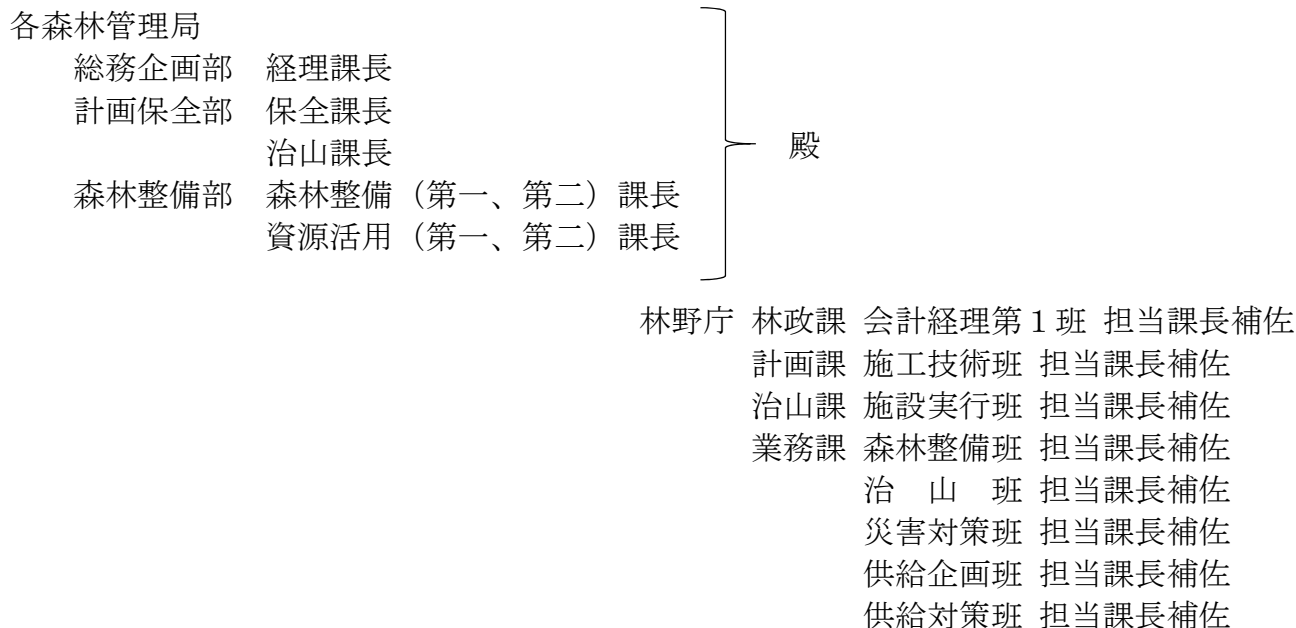
林野庁森林整備部計画課長

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」の運用について

このことについて、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり通知しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いいたします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）



「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」の運用について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合に受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるための取扱いについては、「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け2林整計第126号林野庁計画課長、業務課長通知）により定められたところであるが、その具体的な運用については下記によらるたい。

なお、感染拡大防止対策の内容については、新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言等を踏まえ、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが所掌省庁より示されているため、これらも参考とされたい。（<https://corona.go.jp/>）

記

1. 適切な設計変更

今後、新たに入札公告する工事等においては、受注者が追加で費用を要する感染防止対策を実施する場合には、設計変更の協議の対象となる旨を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

なお、履行中もしくは公告中の工事等においても改めての条件明示は要しないが、受注者からの申し出があった場合は、適切に設計変更等の対応を行う。

入札公告等への記載例

本工事（業務）については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書（業務計画書）への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期（履行期間）の延長を行う。

2. 感染拡大防止対策の対象経費

(1) 感染拡大防止対策に係る経費の例（例以外の経費であっても、必要なものは設計変更の検討の対象とする）

- ① 全損とするもの（消耗品）
マスク、手袋、消毒液
- ② 損料によるもの（事業者が購入する物のうち他の事業においても使用するもの）
フェイスシールド、赤外線体温計、手洗い用の水タンク
- ③ 賃料によるもの（賃貸借契約等で調達するもの）
現場事務所（机、いす等の備品）、通信機、レンタカー、web カメラ
- ④ その他宿泊費等
宿泊費、土地借上代、現場へ個別移動する交通費

(2) 事業の一時中止や工期又は履行期間の延長に伴う経費の例

重機の一時引き上げ等に係る運搬費、現場管理のために必要な物品（バリケード、看板）、工期又は履行期間の延長に係る重機等のリース代

(3) 対象外の経費

他の制度により補填が行われる経費

3. 契約変更等の手続き

(1) 協議等の流れ

- ① 受注者は、感染拡大防止対策のために必要な期間、必要な物品、数量等を発注者に提示する。なお、協議開始前から措置した感染拡大防止対策に係るものについても、この時点で協議の対象として資料を提示する。
- ② 発注者は、受注者から提示された期間、物品、数量等が感染拡大防止対策として妥当であるか検証する。この際、公正な判断となるよう、監督職員のほか、複数の者で検討を行う。
- ③ 受発注者間において感染拡大防止対策のために必要な期間、物品、数量、計上方法について協議を行う。
- ④ 受注者から見積を徴収する。
- ⑤ 変更契約を締結する。
- ⑥ 必要と認められた感染拡大防止対策を反映した施工計画書を提出させる。

(2) 履行状況の確認について

受発注者間で協議を行い同意したものについて、事業実行中に履行状況の確認を行う。

また、事業実行中に確認できなかったものや施工計画に変更（対策期間の増減など）が生じたものについては、事業完了後に数量等の確認を行う。

なお、宿泊場所の確保などの対策をとった場合の宿泊費など、事後でなければ確認できないものは、事業完了時に領収書等の提出を受けて確認を行う。

(3) 予定価格の積算の考え方

- ① 発注者は、予定価格の積算にあたってカタログ、ホームページ等を参考にする。
- ② 消耗品は全額を計上する。
- ③ 損料又は賃料として積算するものは感染拡大防止対策を措置した期間中にかかる損料、賃料とし、購入価格と耐用年数又はリース料金と供用期間を基に適切に算定する。この際、他の発注機関において算定事例があれば参考とする。
- ④ 状況により入手が不安定なものについては、受注者から領収書又は見積書の提示を受け、やむを得ないと判断される場合はその価格を採用する。価格を証明するものとして、領収書、見積書等の提出を受ける。
- ⑤ 原設計において想定されていない感染拡大防止対策に係る経費については、落札率を用いた調整の対象としない。